

FAQ

対象となる文化芸術活動について

Q1 HPに記載された文化芸術分野しか対象にならないのですか？

文化芸術活動であれば、例示した分野以外でも対象となりますが、申請に当たっては、当HPに掲載している要件をすべて満たすことが必要です。

また、文化芸術基本法上の「生活文化」には、「食文化」が含まれますが、今回の支援では、飲食の提供を主たる目的とする活動や、ヨガ・フィットネス等の健康増進を目的とした活動は対象外です。

Q2 「技術スタッフ」とは、どのような職種が対象となりますか？

イベントの開催に携わる舞台・照明・音響などの技術スタッフのことになります。

例) 舞台(美術)家、照明家、音響家、映像(作)家、演出家、舞台衣装家、スタイリスト、メイクアップアーティスト、プロデューサー、企画制作者、ディレクターなど

対象者について

Q1 「市内在住」の基準は何ですか？(3月9日更新)

令和3年1月8日から申請日までの間、所沢市の住民基本台帳(住民票)に記録されている方になります。居所(一時滞在地)が所沢市であったとしても、住民登録がない方は、市外在住者になります。

Q2 所沢市内に在住していますが、活動の拠点は市外となります。給付の対象となりますか？

市内に在住している方であれば、活動拠点や、イベント会場の場所は問いません。

Q3 個人で複数の活動を行っていますが、それぞれ申請することはできますか？

同一人につき申請はイベント最大2件までとなります。複数の活動を行っていた場合であっても、活動実績があれば、同一人につき2件まで申請することができます。

Q4 ユニットやバンド、グループ・団体、家族で活動していますが、メンバーがそれぞれ申請することはできますか？

申請については個人単位となりますので、メンバーそれぞれが申請することができます。(申請者ごとに、当HPに掲載している要件を満たしているか審査します。)

Q5 外国人も対象となりますか？

国籍は問いません。ただし、日本国内に住民登録されている方(中長期在留者)に限ります。

Q6 申請に当たり、年齢要件はありますか？

年齢は問いません。

Q7 「文化芸術活動で生計を立てる者又はそれに準ずる者」の基準は何ですか？

「文化芸術活動で生計を立てる者又はそれに準ずる者」とは、不特定多数の者を対象としたイベントに関わる活動に対して収入を得た実績があり、総収入額に対して文化芸術活動による収入額が占める割合が概ね3分の1以上の方を対象とします。

Q8 アーティストとしての収入がまだ少なく、アルバイトなどの副業で生計を立てています。申請した場合、対象になりますか？

文化芸術活動以外の活動による収入を得ている場合であっても、Q7の回答のとおり、総収入額に対して文化芸術活動による収入額が占める割合が概ね3分の1以上の方であれば対象とします。

Q9 音響会社に所属しており、コンサート等の音響に携わっておりますが、所属会社からの給与のみのため、確定申告を行っておりません。どのように文化芸術活動で生計を立てると証明すればよいでしょうか？

申請書「3年間収入」に必要事項（収入額・活動実績等）を記載の上、源泉徴収票を併せてご提出ください。

また、当HPに掲載しているとおり、申請者が対象イベントに携わり、当該イベントに係る報酬・給与が減額された（イベントに連動する給料や手当が減額された）場合が支給の要件となりますので、「別紙④出演報酬等確認書」（及び「別紙⑤出演依頼等確認書」）をご提出ください。

Q10 ピアノやバレエ教室などの収入により生計を立てております。申請した場合、対象になりますか？

⇒ 併せて 対象イベントについて Q6 をご確認ください。

ピアノやバレエなどの文化芸術分野における特定の生徒を対象にした指導（教室）などの活動により収入を得ている場合、Q7の回答のとおり、総収入額に対して文化芸術活動による収入額が占める割合が概ね3分の1以上の方であれば対象となります。

ただし、当HPに掲載しているとおり、対象期間内において不特定多数の者を対象としたイベントの開催、又は中止等により、当該イベントに係る報酬・給与が減額された（イベントに連動する給料や手当が減額された）ことも支給の要件となりますので、ご確認ください。

Q11 「得られるべき予定の収入を得ることができなかった」とは、どのようなことですか？

緊急事態宣言の影響により、出演予定であったイベントに関する契約額（出演謝礼等）の減額変更やキャンセルがあったことや、給与支払者が給与体系の見直しを行い当該イベント出演に係る給料・手当が減額された場合などがこれに当たります。

また、出演者自らがイベントを主催した場合、会場の観客数が制限されて本来の収容人数分のチケットを販売することができなかったために収入が減った場合や、チケットの払戻しを行い収入が減った場合も該当します。

Q12 音響関係の仕事をフリーランスで行っています。1月に開催したコンサートでは、普段より少ない報酬で請け負い、イベントに携わりましたが、対象となりますか？

「得られるべき予定の収入を得ることができなかった」と言えるため、対象となります。この場合、当該イベントに携わり報酬を得たこと及びその減額を確認するため、主催者と交わした契約書、支払調書などを添付してください。

Q13 イベント制作会社に所属しており、コンサートの企画制作を行い、給与を貰ってます。新型コロナウイルス感染症の発症以来、全体的に給与の引下げがありました。対象となりますか？

対象イベントにかかわらず給与水準が引き下げられた場合は対象とはなりません。ただし、当該イベント出演に係る報酬・給与が減額された場合（イベントに連動する給料や手当が減額された）は、対象となります。

Q14 イベント制作会社に所属しており、経理を担当しており、給与を貰っています。対象となりますか？

当該イベントに技術スタッフとして関与していない場合は、対象とはなりません。

Q15 所沢市で文化芸術活動を行う市外在住者ですが、「所沢市内での継続活動」の基準は何ですか？

過去3年間に年平均1回以上、収入を伴うイベント出演等の活動を所沢市内で行っていることが、基準となります。

Q16 「イベントが市内を会場とし、かつ継続的に実施されているもの」の基準は何ですか？

市内の会場で、過去3年間に年平均2回以上、継続して開催されているイベントであることが基準となります。

Q17 文化芸術活動に伴う収入を含む年間所得が38万円を超えておらず、配偶者の扶養となっておりません。申請した場合、対象となりますか？（3月9日追記）

当HPに掲載しているとおり、申請者本人が文化芸術活動で生計を立てる者であることが条件となりますので、配偶者等の税法上の扶養となっている者（給与収入であれば103万円以下）の場合、対象になりません。

対象イベントについて

Q1 これからイベントの企画を始めようと思っておりますが、対象となりますか？

令和3年2月11日(木)までに会場予約やチケット販売等が行われていることが条件となりますので、対象になりません。

Q2 同じ会場で、同じ日に2回公演を行いました。2件に該当するのでしょうか？

同一会場で連続して2回以上開催されたイベントは1件となります。

なお、同一会場であるものの開催日が連続しない場合や、開催日は連続するが会場が別となる場合は、それぞれ1件となります。

Q3 会員制・招待制のイベントは対象となりますか？

原則として、不特定多数の者を対象としたイベントであることが条件となりますので、対象になりません。ただし、これまでは不特定多数の者を対象として開催していたが、新型コロナウイルス感染症対策等の理由で、やむを得ず、招待制等にして実施したものは、この限りではありません。

Q4 1月7日に緊急事態宣言が発令される前に、イベント中止を決定しましたが、対象となりますか？

当該イベントが1月8日から3月31日までに開催予定であれば、それ以前に中止を決定した場合であっても対象となります。

Q5 Web 上でのイベントは対象となりますか？

Web 上でのイベントは対象となりません。

Q6 対象期間中（R3.18～R3.3.31）にピアノやバレエ教室などを定期的を開催していますが、そのような教室は対象イベントとなりますか？

⇒ 併せて 対象者について Q10 をご確認ください。

特定の生徒を対象にした指導（教室）などは、対象イベントには該当しません。

Q7 対象期間中のイベントの会場は所沢市内に限られますか？（3月9日追記）

会場の場所については、所沢市内、所沢市外どちらであっても対象となります。

申請書類について

Q1 申請書類に確定申告書とありますが、前年、申告をしていません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために令和元年（2019年）の確定申告をまだ行っていない場合は、平成30年（2018年）の確定申告書の写しをご提出ください。必要に応じて、提出する確定申告書の内容となる文化芸術活動に係る収入であることを証する書類（支払調書、委託契約書等）の提出を求められることもありますので、お手元にご用意ください。

Q2 収支内訳書を提出する必要はありますか？（3月9日追記）

確定申告書の1枚目（第一表）の写しと、収支内訳書の全ての写しをご提出ください。

なお、確定申告書の2枚目（第二表。保険料、配偶者、個人番号等が記載されているページ）の提出は必要ありません。

Q3 報酬を現金でやり取りしており、報酬の受け取りを証明できる書類がありません。 どのようにしたらよろしいでしょうか？（3月9日追記）

別紙4「出演報酬等証明書」を、報酬の支払者に当たる方にご記入頂き、ご提出ください。

支援金・審査について

Q1 申請どおりに支援金が給付されるのですか？

申請順に審査を行い、イベント1件につき10万円、最大20万円の支援金を給付します。条件に満たない場合、該当件数分の支給となることもあります。

Q2 支援金については、課税対象となりますか？

原則、課税の対象となります。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

Q3 審査はどのような観点で行われるのですか

申請書類の記載事項の不備や不足がないか確認のうえ、各要件に合致するか審査します。記載事項、添付書類に不備・不足がある場合、追加書類の提出を求めることもあります。

Q4 審査の基準は公表されていますか？

申請書の内容及び添付資料が、当 HP に掲載している要件をすべて満たしているかどうか審査基準となります。申請書や添付資料を確認し、要件を満たしていない申請と判断した場合は、支援金の給付の対象外となります。

Q5 審査にはどのぐらいの時間がかかりますか？

申請の受付開始から順次、申請内容を審査し支給決定します。申請から概ね1か月以内の振込みを予定しています。

Q6 支給決定はどのように通知されるのですか？

支給の決定については、審査終了後速やかに支給決定通知書または不支給決定通知書を発送します。

Q7 予定件数以上の申請があった場合はどうなりますか？

申請受付順に審査を行い、支援金の交付決定を行います。予算に達した段階で申請期間にかかわらず、終了とします。

Q8 郵送で申請した場合、どのような順番で受理されるのでしょうか？

市役所に同時に配達された申請書については、抽選にて順番を決め、受付します。

Q9 支援金の給付は先着順でしょうか？（3月9日追記）

審査については、申請受付順に行い、支援金の交付決定を行います。なお、申請書類に不足等があった場合、受付をすることは出来ません。